

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第154号 平成25(2013)年6月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

七支刀と「こうやの宮」の人形の考察

その 1

名古屋市 石田敬一

う。それでも、七支刀を持つ人形が福岡県みやま市瀬高町太神に存在していることから、七支刀の受け渡しは九州で行われたと考えられます。このことについて、近畿王朝一元主義の視点に立つと、近畿王朝の地において七支刀が受け渡しがなされて当然でしょうから、全く理解や説明ができないこととなります。

1

福岡県みやま市瀬高町太神（旧山門郡瀬高町太神）の「こうやの宮」にある五神体のうち一体は、石上神宮の七支刀と同じ形状の刀を手に持っています。両方ともに中心となる刀身から6つの刃が左右交互に枝のように出ている。これは、その特異な形状から誰もが同一のものであることを認めるところでしょう。しかし、なぜ、西に有明海を望む福岡県の太神に位置する小さな神社の人形が、そこから遠く離れた奈良県天理市の石上神宮にある七支刀を持っているのかは、意見の分かれるところです。

石上神宮は、物部氏の神宮であり、「こうやの宮」は、高良神社所蔵の天慶神名帳の磯上物部神の神社、すなわち磯上物部神社であることから、ともに「いそのかみ」で物部氏に関連する神社という点が共通項です。したがって、地方から中央へ上納するように、九州の磯上物部神社にあった七支刀を、近畿の石上神宮に奉納したという説明ができるでしょ

2

この七支刀は、石上神宮の禁足地の南西の隅に建っている神庫にあったもので、江戸時代には「六叉の銚」と呼ばれ、伝世してきたものです。明治6年に石上神宮の大宮司が明らかにしたもので、現在では七支刀と呼ばれ、神剣である布都御魂剣とともに祀られています。神体そのものではありません。江戸時代には「六叉の銚」と呼ばれていたことから、後述する『日本書紀』の七支刀と同じ物との認識ではなかったようです。つまり、他の宝物と一緒に、立ち入り禁止の神庫という倉庫に七支刀とは認識されずに保管されてきたということです。

これに対して、「こうやの宮」の御神体は、この宮の神職であった因幡家が人形の色を塗るなどして、代々大切に守り継がれてきたとされます。単に宝物の一つとして保管されてきた「六叉の銚」に対して、七支刀をもつ人形は、大切に維持管理されてきたことの意味は一体どういうことでしょうか。これを探るには、人形の風体を

つぶさに観察するとともに、七支刀に刻まれた^{しちしとう}金象嵌銘文^{きんぞうがんめい}を読解することが必要です。

これまでも、古田史学を中心に論じられて

きた「こうやの宮」にある人形について、重複の部分が多いかもしれませんが、さらに詳細に検討を加えようと思います。

「こうやの宮」の人形



(『古代史の60の証言』57頁)

3

まず、「こうやの宮」にある人形について、その姿から状況を推測します。

(1) 中央の人形

まず、中央の人形は、他の人形と明らかに違います。それは、ひときわ大きく作られていることと、他の4体が立像であるのに対して座し

ていることです。大きく作られているのは、この人形の中でいちばん重要な人物であるからでしょう。座しているのは、来訪者を待っている状況を表しており、倭國の迎える側を示していると思います。また、とても厚い重ねの座の上に座して来訪者を迎える立場は、来訪者と思われる他の人形よりも上位であることを表現しているように思います。ゆったりとした袖とひげをはやした威厳のある顔つきから、高貴な者で

あることをうかがわせます。また、頭にかぶっているのは日常的にかぶる烏帽子^{えぼし}ではなく冠のようです。宮中にいる天皇は、常に冠をかぶっています。この5体がそろっている場面は、公式の行事であるため冠をかぶっていると考えられます。

さらにつぶさにみれば、この人形は、桐の紋が付いた衣を着ています。古くは桐の紋は菊紋章とともに皇室専用の家紋であったとされます。したがって、この人形は皇族、とりわけ天皇を表しているのでしょう。

左手には、儀礼用の笏^{しやく}を持っています。この笏^{しやく}を持つことの意味は、5体の人形が一同に会した場面が、やはり重要な場面であったことを思わせます。この笏^{しやく}は上円ですが、残念ながら、笏^{しやく}の下の方は手に収まり下方か下円かが分かりません。ただ上円であることは間違いありません。臣下が通常使う場合の笏^{しやく}は、上円下円ですが、桐の紋が付いた衣を着用していることとあわせて考えると、上円の笏^{しやく}を持つこの人物は臣下ではありません。これが天皇であるとすれば、桐の紋が付いた衣を着用するのにふさわしく、さらに天皇は、神事で上円下方の笏^{しやく}を使います。したがって、この人物は、上円の笏^{しやく}を持つ天皇で、この5体の人形が一堂に会する場面は、神事であると考えられます。天皇が行う神事であって、人形として記録に残し、それ以来引き継がれてきた重要な神事は何かとすれば、それにふさわしいのは、大嘗祭^{だいじようさい}に相当する儀式でしょう。大嘗祭^{だいじようさい}は、天皇が即位後、初めて行う一代一度限りの新嘗祭^{にいなめさい}であり、これが5体の人形が表す場面として、可能性が高い神事と考えられます。

ただ、笏^{しやく}は通常、右手に持つとされます。右手で笏^{しやく}を持つことが正しい持ち方であるとするならば、この人形は左手で笏^{しやく}を持っていますから、この人形の製作者は、作法や行事に精通していた者ではなかったということでしょう。しかし、右手に持つことの意味は定かではありません。たぶん、和服の襟は左側が上にきますから、懐に入れた笏^{しやく}を右手で取り出して、そのまま右手に持ち笏^{しやく}に貼り付けた祝詞を読んだことが作法として定着したのかもしれませんが。

いずれにしても、総合的に判断すると、この

人形は、倭國側の代表者である天皇を表現しているといえましょう。そして、「こうやの宮」は磯上物部神社^{いそのかみものべ}とされますから、その人物は物部氏の祖先とするのが自然ではないかと思えます。この人物は、倭國の権力者として「こうやの宮」で行事を執り行った、物部氏にかかわる天皇ではないかと推測します。

(2) 七支刀を持つ人形

次に、問題の七支刀^{しちしとう}を持つ人形です。これは、(1)の座った人形と比べ、顔の大きさが同程度でほかの人形に比べしっかりした作りであり、(1)の人形に次ぐ重要な人物であると考えられます。異国風の服装で留意すべきことは、①耳まで覆うヘルメット型の帽子、②肩を覆う小さなマント風ストール、③筒袖で前あわせの軍服調の上着に、ベルト、ズボン、靴であり、しっかり着込んでいるので、やや寒い地方である北の国から来たことをうかがわせます。とりわけ特徴的なものは頭の被り物の形です。頭を戦闘において防御するため、すっぽりかぶる形になっているのではないかと思えます。軍人でありましょう。

また、バジと思われるズボンをはき乗馬ができるような活動的なスタイルです。騎馬民族系の人物、すなわち高句麗人の姿に近いと思われませんが、『梁書』を始め『南史』『隋書』に、百済の言語、服、略章は、高句麗と同じとされますので、百済人の可能性もあります。

該当の部分を『梁書』の記述から示します。

其國有二十二檐魯皆以子弟宗族分據之 其人形長衣服淨潔 其國近倭頗有文身者 今言語服章略與高麗同 行不張拱拜不申足則異 呼帽曰冠襦曰複衫■曰禪 其言參諸夏亦秦韓之遺俗云

(『梁書』百濟伝)

その国は二十二の檐魯^{タンロ}あり。皆子弟、宗族にこれを分与す。その人の姿形は長身で衣服は淨潔なり。その国は倭に近く、文身者すこぶる多し。今、言語、服、章略、高麗と同じ。(道を)行くに拱^{こまね}いて威張らず、拜むに則異に足りて申さず。呼ぶに冠を帽、襦^{へんさん}を複衫、禪^{ふんとし}を■という。その言は諸夏また秦韓の遺俗に参ずると云う。

(読み下しは石田による。以下同じ。■は不明な文字。)

下線部にあるとおり、百済人の服は高句麗人の服と同じと記されています。したがってこの七支刀しちしとうを持つ人形は、百済や高句麗など韓人の使者と考えると良さそうです。

(3) 裸の人形

七支刀しちしとうを持つ人形に対して、裸の人形は、南方の国から来た使者であることを示しているのでしょうか。腰蓑のような下衣をつけており、両手首と両腕に金の輪をはめていますので、土人といっても、それなりの地位の者でしょう。手には紐状のものを持っていますが、何をぶら下げていたのかは、失われており不明です。七支刀と同様に贈り物でありましょう。

頭に乘せているのは、平たい皿を伏せたような帽子のようです。架空の動物のカップであるとの説がありますが、架空の動物が神事に立ち会うなどと言うことは考えられませんので全く見当違いだと思います。腰蓑と笠のほぼ裸の状態で、肌の色が赤茶色ですので、南方の農業や漁業の盛んな暑い国の使者を想像させます。

(4) 背が高い人形

背が高く、マント風の衣をまとっています。その衣に継ぎ目がないように見えますので、それは主に中南米で着用されているポンチョのように首に穴が開いてすっぽりかぶるようなものか、若しくは継ぎ目が省略されているだけで、袖の広いゆったりした衣服のようにも思われます。いずれにしろ、羽織っているマント風の衣を着ているので寒い地方からの使者と思われず。上衣には紋らしきものが施されています。しかしながら下衣は長いスカート状で乗馬できる姿ではありませんので北方民族ではなさそうです。この下衣はいわゆる漢服の「裳」と思われます。また、両手は前で組んでおり、中国人が行う礼の一つである「拱手きやうしゆ」と思われず。頭には中央に丸い印がある冠をかぶっており、これは、現在の中国の道士が身につける古代中国の漢服かんきんの冠巾によく似ています。

この上衣下裳に冠を被るスタイルは、厳粛で

正式な時に中国の王や百官が着る礼服と考えられます。したがって、この人物は中国の使者であると思われず。

(5) 鏡を持つ人形

鏡を持つ人形は、小柄で「みずら」風の髪型をしており、手に柄つきの鏡を持っています。着物のような振り袖しちしとう、七支刀を持つ人形のズボンとは異なるゆったりとした袴、そして特徴的な高下駄であり、いかにも日本列島の伝統的な服装のようです。

鏡を持っていることから、鏡を信仰対象とする国の使者でしょう。

4

七支刀しちしとうは、『日本書紀』には七枝刀とあります。

神功皇后五十二年秋九月丁卯朔丙子 久く氏等從千熊長彦詣之 則獻七枝刀一口 七子鏡一面 及種種重寶 仍啟曰 臣國以西有水 源出自谷那鐵山 其遡七日行之不及 當飲是水 便取是山鐵以永奉聖朝

神功皇后五十二年秋九月丁卯朔丙子、久く氏らは千熊長彦を従えこれに詣でる。よりにて七枝刀一口、七子鏡一面、及び種々の重宝を献上す。そこで申し述べて曰く。「臣國の西に河あり。水源は谷那の鐵山より出る。その遡といこと七日行でも及ばず。まさにこの河の水を飲み、この山の鉄を採り、以て聖朝に奉る」

定説では、『日本書紀』神功皇后摂政四十六年三月乙亥朔條や四十九年三月條に百済人として久く氏が登場するため、久氏は百済人とされます。

しかし、ここに出てくる地名の「谷那の鐵山」の谷那は、奈良時代の渡来人の谷那庚受が好太王の子孫とされることから高句麗の地名と考えられます。つまり「谷那」は朝鮮半島の中でも北方に位置すると考えられます。

ところで、この記事では「臣國の西に河」があると記述されます。朝鮮半島で西の方にある河というと、黄海に注ぐ河ですから、北から順に鴨緑江、大同江、漢江があります。その河の水源に「谷那の鐵山」があると記述されます。朝鮮半島南端の東部にある慶尚南道の梁山には、

有名な鉾山である、佳村里製鉄遺跡、凡魚里製鉄遺跡、勿禁邑鉄鉾山がありますが、先に掲げた3つの河は、これらの鉄鉾山を水源に持ちません。

これらの河の中で鉄鉾山を水源に持つのは、現在、中国と北朝鮮の境を流れる鴨緑江です。鴨緑江の水源は白頭山で、その白頭山の近くの咸鏡北道茂山郡には世界でも屈指の規模を持つ鉄鉾山、茂山鉾山があります。

つまり、「谷那の鐵山」は、茂山鉾山ではないかと思われ、この鉾山を水源に持つ「臣國の西の河」は、鴨緑江であろうと推測されます。とすると、先に七支刀を持つ人形は百済や高句麗など韓人の使者と想定したのですが、この『日本書紀』の記事を参考にすれば、「臣國」は、朝鮮半島の付け根当たりを領域にしていると考えられます。百済は一時的に朝鮮半島の半分ほどを支配していた時期もあったようですが、朝鮮半島の付け根をほぼ占有としていたのは高句麗であろうと思います。

したがって、臣國は高句麗であって、白頭山近くの茂山鉾山を水源に、鴨緑江が西に流れ、西朝鮮湾へ注がれている状況を表しているのではないかと思います。

つまり、使者である久氏は、通説どおり百済人ではありまじょうが、高句麗から派遣されたということになるでしょう。

5

七支刀の刀身に施されている金象嵌銘文について、読み取れない文字があり疑問点が多いので、明確にはしがたいと思われまじょうが、ほぼ間違いのない部分によってもおおむねの文意がわかります。

不明の文字は様々に推測されています。ウィキペディアから七支刀の判読例を示します。ただ、推測した文字の根拠は明確にされていません。

〔表〕

泰四年五月十六日丙午正陽造百練七支刀

辟百兵宜供供(異体字、尸二大)王■■■■■作

または

泰四年十月十六日丙午正陽造百練七支刀
辟百兵宜供供侯王■■■■■作

〔裏〕

先世(異体字、口人)来未有此刀百濟世奇生聖(異体字、音又は晋の上に点)故為(異体字、尸二大)王旨造■■■■世

または

先世以来未有此刀百濟世奇生聖音故為倭王旨造■■■■世

このウィキペディアの例では、おおむねの文字が明確に判読できるように思われてしましますが、実は不鮮明な文字は、この■で示された文字よりも数多いと思います。私が見る限り、表に34字、裏に27字、表裏併せて61字あるうちで、判読可能なものは34字、解かりづらい字が16字、全く読めないものが10字と思われる。この点を踏まえて判読文を示すと次のとおりです。

〔表〕

泰四年五月十六日丙午正陽造百練七支刀
辟百兵宜供供侯王■■■■■作

〔裏〕

先世□来未有此刀百濟世奇生聖普故為倭王旨造傳示後世

(注. ■は不明の10文字。□で囲んだ文字は判読しにくい16字。)

6

銘文の内容は「百済王が倭王に贈った」との解釈が定説とされ、一般的に銘文は次のように解されています。

(1) 浜田耕策説^{*1}

〔表〕

泰和四年五月十六日丙午正陽造百練七支刀出
辟百兵宜供供侯王永年大吉祥

*1 浜田耕策・報告「七支刀銘文の語るもの—百済・倭国の通好と国家形成の歩調」（第3回「東アジア諸国家とその形成過程の比較研究」領域横断ゼミ・研究会、2005年3月）

泰和四年五月十六日丙午の日の正陽の時刻に百たび練った■の七支刀を造った。この刀は出でては百兵を避けることが出来る。まことに恭恭たる侯王が佩びるに宜しい。永年にわたり大吉祥であれ。

[裏]

先世以来未有此刀百濟王世■奇生聖音(又は晋)故為倭王旨造傳示後世

先世以来、未だこのような刀は、百濟には無かった。百濟王と世子は生を聖なる晋の皇帝に寄せることとした。それ故に、東晋皇帝が百濟王に賜われた「旨」を倭王とも共有しようとこの刀を造った。後世にも永くこの刀を伝え示されんことを。

浜田説の表面の解釈について、銘文の冒頭にある「泰■四年」の年号について、「泰和四年」(369年)と解釈されます。「泰」は「太」と音が似通っているため、これを東晋の「太和四年」(369年)に当てはめた説です。「泰和」と「太和」は、年号の文字が異なることから、発音が似ているだけでは説得力に欠けると思います。年号に使われている文字は、年号の重要な要素ですので、明らかに違う文字を使った年号を該当の年号だと解釈した「太和四年」説は、間違っていると思います。

また、「辟」に「辵」を付けて「避」と改変することは問題であるとともに、立派な刀の割には「百兵を避ける」と解するのは言わんとすることが消極的で弱いように思います。「辟」の文字を無理に変えずに、そのまま百兵を「辟ける」と解する方が適切であろうと思います。そして、「供供」と読んだにもかかわらず「恭恭」に文字を変えて「恭々しい」と解するのも、問題があると思います。「供」を「恭」に安易に改変する考え方に私は反対です。

裏面については、「生を聖なる晋の皇帝に寄せる」の意味がよくわかりません。いのちを皇帝に預けるといような意味合いでしょうか。また、「奇生聖音」と読みながら「奇」を「寄」に変更しています。さらに「音又は晋」と言いな

がら「音」は無視して「晋」の文字だけとりあげて晋の皇帝と解釈しています。晋の一文字で晋の皇帝の意味に解することができるのでしょうか。疑問です。

総じて、浜田説は、解釈に不安が残ります。

(2) 宮崎市定説*1

[表]

泰始四年五月十六日丙午正陽造百練鋼七支刀呂辟百兵宜供供侯王永年大吉祥

泰始四年(468年)夏の中旬なる五月、夏のうち最も夏なる日の十六日、火徳の旺んなる丙午の日の正午の刻に、百度鍛えたる鋼の七支刀を造る。これを以てあらゆる兵器の害を免れるであろう。恭謹の徳ある侯王に栄えあれ、寿命を長くし、大吉の福祥あらんことを。

[裏]

先世以来未有此刀百■王世子奇生聖徳故為倭王旨造傳示後世

先代以来未だ此のごとき刀はなかった。百濟王世子は奇しくも生れながらにして聖徳があった。そこで倭王の為に嘗めて造った。後世に伝示せんかな。

宮崎市定説は、冒頭の年号「泰■」を「泰始」として判読する説で、管政友氏なども同意見です。西晋の「泰始四年」(268年)または南宋の「泰始四年」(468年)とされます。浜田説に比べ、発音に依存せず、あくまで文字を重視した点で有利な説であろうと思います。

ただ、「奇しくも生れながらにして聖徳があった。」ことと次の「そこで倭王の為に嘗めて造った。」との関連が希薄であるように思います。聖徳があったことと、倭王の為に造ることとは、論理としてつながっていないように思います。

「故」が活かされる解釈にすべきではないかと思ひます。

(3) 福山敏男説*2

[表]

泰和四年■月十一日丙午正陽造百練釳(鋼?)七

*1 宮崎市定著『謎の七支刀—五世紀の東アジアと日本—』(中公新書703、1983年1月)

*2 福山敏男著「石上神宮の七支刀」『美術研究』第158号(東京文化財研究所企画情報部編、1951年2月)

支刀■辟百兵宜侯王■■■■■作

泰和四年(東晋海西公の太和四年、369年)某月十一日の純陽日中の時に、百練の鉄の七支(枝)刀を作る。以って百兵を辟除し、侯王の供用とするのに宜しい。某(あるいは工房)これを作る。

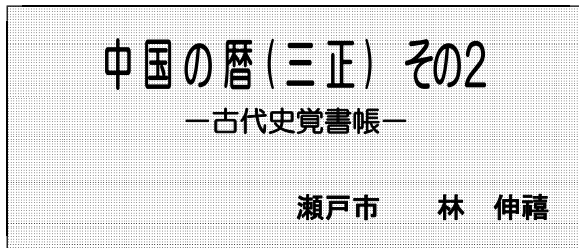
[裏]

先世以来末有此刃百水慈(濟)王(?)世子(?)奇生聖音故為倭王旨造傳■■世

先世以来未だ見なかったこのような刀を、百濟王と太子とは生命をご恩に依存しているが故に、倭王の御旨によって造った。願わくはこの刀の永く後世に伝わるように。

福山説の「生命をご恩に依存しているが故に」という解釈は「故」が活かされて文意が繋がるとは思いますが、「奇生聖音故」の文字から、そのように読み取れるもののでしょうか。やや強引な解釈のように思います。

また、浜田説と同様に「太和四年」とするところに無理があるように思います。(つづく)



1 はじめに

前号で中国の暦は漢の武帝が夏暦によって「太初暦」を施行して以来夏暦(正)で行われているが、例外的に「殷暦(正)、周暦(正)」が用いられていた時期が、4回あった。そのうち、2回(魏の明帝、周の武則皇后)について報告した。今回は新(王莽)、唐(肅宗)について報告する。

また、「夏暦、殷暦、周暦」の関係は表1のとおりである。

2 新(王莽)・殷正

(1) 始期

王莽が「新」を建国すると同時に、殷暦を用いた暦に切り替えた。その状況は表2のとおりである。

【『漢書』列伝六十九上 王莽伝上】

(居攝三年)十一月戊辰、莽至高廟拜受金匱神壇。御王冠、謁太后、還坐未央宮前殿、下書曰「予以不德、托於皇初祖考黃帝之後、皇始祖考虞帝之苗裔、而太皇太后之末屬。皇天上帝隆顯大佑、成命統序、符契圖文、金匱策書、神明詔告、屬予以天下兆民。赤帝漢氏高皇帝之靈、承天命、傳國金策之書、予甚祇畏、敢不欽受！以戊辰直定、御王冠、即真天子位、定有天下之號曰『新』。其改正朔、易服色、變犧牲、殊徽幟、異器制。以十二月朔癸酉為建國元年正月之朔、以雞鳴為時。服色配德上黃、犧牲應正用白、使節之旄幡皆純黃、其署曰『新使王威節』、以承皇天上帝威命也。」

(中華書局版二十四史『漢書』4095頁)

表1 月建表

月 建	夏 暦	殷 暦	周 暦	二十四節気
建子の月	1 1月	1 2月	正月	大雪
丑 "	1 2月	正月	2月	小寒
寅 "	正月	2月	3月	立春
卯 "	2月	3月	4月	啓蟄
辰 "	3月	4月	5月	清明
巳 "	4月	5月	6月	立夏
午 "	5月	6月	7月	芒種
未 "	6月	7月	8月	小暑
申 "	7月	8月	9月	立秋
酉 "	8月	9月	1 0月	白露
戌 "	9月	1 0月	1 1月	寒露
亥 "	1 0月	1 1月	1 2月	立冬

表 2

「新(王莽)－殷正」・「唐(肅宗)－周正」での使用状況

国号	—		新(王莽)				後漢(更始・光武)				唐(肅宗)				
区分	夏 正		夏 正	殷 正			夏 正				夏正	周 正	夏正		
年号	—		居撰	初始	始建国	~	地皇	更始			建武	上元	稱	寶應	
年数	—		三年	元年	元年		四年	元年	二年	三年	元年	二年	元年	元年	元年
西暦	—		8		9		23	24	25		761	762			
月数	建亥月	10月	10月	/	/	/	/	/	/	/	/	10月	/	/	
	建子月	11月	/	11月	/	/	/	/	/	/	/	/	建子月(正月)	/	
	建丑月	12月	/	/	正月	/	正月	/	/	/	/	/	建丑月(2月)	/	
	建寅月	正月	/	/	2月	/	2月	正月	正月	/	/	/	建寅月(3月)	/	
	建卯月	2月	/	/	3月	/	3月	2月	2月	2月	/	/	建卯月(4月)	/	
	建辰月	3月	/	/	4月	/	4月	3月	3月	3月	/	/	建辰月(5月)	/	
	建巳月	4月	/	/	5月	~	5月	4月	4月	4月	/	/	建巳月(6月)	4月	
	建午月	5月	/	/	6月	/	6月	5月	5月	5月	/	/	/	5月	
	建未月	6月	/	/	7月	/	7月	6月	6月	6月	6月	/	/	/	6月
	建申月	7月	/	/	8月	/	8月	7月	7月	7月	7月	/	/	/	7月
	建酉月	8月	/	/	9月	/	9月	8月	8月	8月	8月	/	/	/	8月
	建戌月	9月	/	/	10月	/	10月	9月	9月	9月	9月	/	/	/	9月
	建亥月	10月	/	/	11月	/	/	10月	10月	10月	10月	/	/	/	10月
	建子月	11月	/	/	12月	/	/	11月	11月	/	11月	/	/	/	11月
	建丑月	12月	/	/	/	/	/	12月	12月	/	12月	/	/	/	12月

※ 1 殷正(新・王莽)

①始(王莽建国)

【『漢書』王莽伝】(居撰三年)十一月戊辰、莽至高廟拜受金匱神璽。……, 下書曰「…… 定有天下之號曰『新』。其改正朔, 易服色, 變犧牲, 殊徽幟, 異器制。以十二月朔癸酉為建國元年正月之朔……」

②終(王莽殺害)

・【『漢書』王莽伝】(地皇四年)十月戊申朔, 三日庚戌…… 商人杜吳殺莽, 取其綬。校尉東海公賓就……, 斬莽首。……

・【『後漢書』劉玄伝】(更始元年)九月, 東海人公賓就斬王莽於漸臺, 收璽綬, 傳首詣宛。

2 周正(唐・肅宗紀)

①始: ・『旧唐書』九月壬午朔。壬寅, 制: ……自今已後, 朕號唯稱皇帝, 其年號但稱元年, 去上元之號。

・『新唐書』九月壬寅, 大赦, 去「乾元大聖光天文武孝感」號, 去「上元」號, 稱元年, 以十一月為歲首, 月以斗所建辰為名。

②終: ・『旧唐書』建巳月庚戌朔。乙丑, 詔皇太子監國。又曰: 「上天降寶, 獻自楚州, 因以體元, 葉乎五紀。其元年宜改為寶應, 建巳月為四月, 餘月並依常數, 仍依舊以正月一日為歲首。」

・『新唐書』建巳月庚戌朔。乙丑, 皇太子監國。大赦, 改元年為寶應元年, 復以正月為歲首, 建巳月為四月。

(2) 終期

殷暦は「新」の消滅(王莽の死去)で終了した。

① 王莽の殺害

・【『漢書』列伝六十九下 王莽伝下】
(地皇四年十月戊申朔), 三日庚戌 …… 商人杜吳殺莽, 取其綬。校尉東海公賈就, 故大行治禮, 見吳問綬主所在。曰:「室中西北陬間。」就識, 斬莽首。

(中華書局版二十四史『漢書』4191頁)

・【『後漢書』列伝第一 劉玄伝】
(更始元年)九月, 東海人公賈就斬王莽於漸臺, 收璽綬, 傳首詣宛。

(中華書局版二十四史『後漢書』470頁)

なお、「新」末期に内乱が発生し、暦にも混乱が見られた。

② 反乱者(劉玄〈更始皇帝〉)は建元する。

・【『漢書』列伝六十九下 王莽伝下】
(地皇四(23)年)三月辛巳朔, 平林、新市、下江兵將王常、朱鮪等共立聖公為帝, 改年為更始元年, 拜置百官。

(中華書局版二十四史『漢書』4180頁)

・【『後漢書』列伝第一 劉玄伝】
(更始元(23)年)二月辛巳, 設壇場於清水上沙中, 陳兵大會。更始即帝位, 南面立, 朝群臣。素懦弱, 羞愧流汗, 舉手不能言。於是大赦天下, 建元曰更始元年。悉拜置諸將, 以族父良為國三老、王匡為定國上公、王鳳成國上公、朱鮪大司馬、伯升大司徒、陳牧大司空, 餘皆九卿、將軍。

(中華書局版二十四史『後漢書』469頁)

このことにより、『漢書』王莽伝と『後漢書』劉玄伝では、同じ内容の記事に、1月の違いが生じている。すなわち、殷正から夏正に変更したことが判明する。

ただし、「更始」年号が建元され、王莽が殺害されるまでは、殷暦と夏暦が併用されていたことになる。

(3) 参考

① 「後漢」光武帝

「後漢」の光武帝は、「新」の王莽から権力を奪取したのではない。劉玄(更始帝)、劉盆子が最高権力者になったのち、更始三(25)年六月

(建武元年六月)に皇帝に即位した。

② 「貳」

『後漢書』卷一上 光武帝紀第一上」に記述されている「貳」の意味は、

更始遣侍御史持節立光武為蕭王〔三一〕, 悉令罷兵詣行在所。〔三二〕光武辭以河北未平, 不就徵。自是始貳於更始。〔三三〕

[李賢注]

〔三一〕蕭, 縣, 屬沛郡, 今徐州縣也。續漢書曰:「更始使侍御史黃黨封上為蕭王。」

〔三二〕蔡邕獨斷曰:「天子以四海為家, 故謂所居為行在所。」

〔三三〕貳, 離異也。

《訓詁》

更始 侍御史を遣はして節を持せしめ、光武を立てて蕭王と為し、〔三一〕, 悉く兵を罷め行在所に詣らしめんとす。〔三二〕光武辭するに河北の未だ平らざるを以てし、, 徵に就かず。是れより始めて更始に貳あり。〔三三〕

[李賢注]

〔三一〕 一略一

〔三二〕 一略一

〔三三〕 貳は離異なり。

[現代語訳]

更始帝は侍御史(の黄黨)を派遣遣し節を持たせて、劉秀を蕭王に封建し、すべての軍権を剥奪して自分の元に呼び戻そうとした。劉秀は河北がまだ平定されていないことを理由に、徵召に応じなかった。この時初めて(劉秀は)更始帝への離反の意思を持った。

(『全譯後漢書』第一冊*1、40・42、44・46、55頁)

としている。つまり「貳」は離反の意味がある。この「貳」の意味から、古田武彦氏は

(六)「壹与」「邪馬壹国」に共通する「壹」字は“中国の天子に対して二心なく忠節”の字義である。ところが、『晋書』によれば、西晋の泰始元年一二月、「百僚在位…四夷合する者、数万人」の面前でのべた武帝(第一代)の告文(上帝に告類する文)中に「文武不貳(「貳」の旧漢字)之臣」の一句がある。

*1 『全譯後漢書』第一冊 本紀(一): 渡辺義浩・岡本秀夫・池田雅典編、2001年12月、汲古書院
※同原文は、中華書局版二十四史『後漢書』15・16頁。

「忒(二心)ならず」とは、すなわち「壹」を意味する慣用句だ。しかもこの告文の時期は、まさに吉与奉献(泰始二年二月)の直前(十一ヶ月前)である。従って「壹」の字面は、ここにおいてまことに適切である。
(『まぼろしの祝詞誕生』*1、142頁)

と述べていることが理解出来ると思う。

3 唐(肅宗)・周正

肅宗の晩年に周正を使用開始し、肅宗の死去により終了した。

(1) 始

・『旧唐書』本紀第十 肅帝紀
(上元*2二(761)年)九月壬午朔。……壬寅，制：朕獲守丕業，敢忘謙冲，欲垂範而自我，亦去華而就實。其「乾元大聖光天文武孝感」等尊崇之稱，何德以當之？欽若昊天，定時成歲，春秋五始，義在體元，惟以紀年，更無潤色。至於漢武，飾以浮華，非前王之茂典，豈永代而作則。自今已後，朕號唯稱皇帝，其年號但稱元年，去上元之號。其以今北庭潞儀隰等州行營[一九]、本管節度觀察等事，移鎮絳州。

校勘記

[一九]其以今北庭潞儀隰等州行營：「其以今」下疑脱文，冊府卷一五作「其以今年十一月為歲首，便敷建丑 建寅，每月以所建為敷」。又「北庭」上據本書卷一二〇郭子傳、新書卷六肅宗紀、通鑑卷二二二脱疑「建卯月庚午，郭子儀知朔方、河中」等字。

(中華書局版二十四史『旧唐書』262・266頁)

・『新唐書』本紀第六 肅宗紀
(上元二(761)年)九月壬寅，大赦，去「乾元大聖光天文武孝感」號，去「上元」號，稱元年，以十一月為歲首，月以斗所建辰為名。
(中華書局版二十四史『新唐書』164頁)

(2) 終

・『旧唐書』本紀第十 肅帝紀
(稱元(762)年建巳月庚戌朔)乙丑，詔皇太子監國。又曰：「上天降寶，獻自楚州，因以體元，

葉乎五紀。其元年宜改為寶應，建巳月為四月，餘月並依常數，仍依舊以正月一日為歲首。」

(中華書局版二十四史『旧唐書』263頁)

・『新唐書』本紀第六 肅宗紀
(稱元(762)年)建巳月庚戌朔。乙丑，皇太子監國。大赦，改元年為寶應元年，復以正月為歲首，建巳月為四月。

(中華書局版二十四史『新唐書』165頁)

藤原宮と新益京 その1

名古屋市 石田敬一

古代の日本では、おおむね天皇が代わるたびに新たな宮を造る歴代遷宮の慣行があったとされます。この歴代遷宮は、一人の天皇が複数の宮を造る場合や代が変わっても複数の天皇が同じ宮を使うなど例外はありますが、中国や朝鮮半島ではみられませんので、日本独自の慣行と考えられます。また、記紀では、歴代の天皇の事蹟を記す場合、表記方法がやや異なるものの必ずその天皇の所在する宮を冒頭若しくは治世の直後に示し、記事が書かれる形式が採られています。

ここで、留意すべきことは、記紀両書の宮の名称は大筋としてはよく合致していますが、『古事記』では、宮の名を示すのみで、都や京の文言は一切記述されないのに対して、『日本書紀』では、多くの天皇の記事において、遷都などと表現されることです。

書紀の遷都などの記述について、数例をあげると上表のとおりです。

第31代崇峻までは、各天皇の記事にほぼ遷都などの記載があり、それ以降は、第38代孝徳、第40代天智に遷都の記載があります。

『古事記』では遷都について一切記載されないことからすると、『日本書紀』で遷都と表現

*1 『まぼろしの祝詞誕生』：古田武彦著、古田武彦と古代史を研究する会編、1988年5月、新泉社

*2 上元：唐の高宗紀にも「上元(674～676年)」年号がある。

代	天皇	古事記	日本書紀
3	安寧	片塩浮穴宮	<u>遷都</u> 於片塩是謂浮穴宮
10	崇神	師木水垣宮	<u>遷都</u> 於磯城是謂瑞籬宮
16	仁徳	難波之高津宮	都難波是謂高津宮
31	欽明	師木嶋大宮	<u>遷都</u> 倭国磯城郡磯城島 仍号為磯城島金刺宮
38	孝徳	—	天皇 <u>遷都</u> 難波長柄豊碕
40	天智	—	<u>遷都</u> 于近江

する記述は、たいへん奇異に感じます。この記述方法は、宮を定めたのだから、その周囲に都があつて、宮とともに都も遷都したのだとの建前で記述されたものと思われます。本来は都というべきほどのものは無かつたとしても、編纂の建前から、遷都という文言で表現したと考へた方がよさそうです。

天智の「遷都于近江」についても、やはり遷都のことではないでしょう。近江大津宮の跡地は確実視されていますが、その周囲に条坊制の街路の跡はなく都の存在は疑問視されています。

この近江大津宮を築いたあと、平安宮までの遷都・遷宮の状況は、下の①～⑩で図示したとおりであり、藤原宮以降は、宮にほぼ都を伴います。

- ①近江大津宮
- ②飛鳥浄御原宮
- ③藤原宮（新益京）
- ④平城宮（平城京）
- ⑤恭仁大宮（恭仁京）
- ⑥難波宮（難波京）
- ⑦紫香楽宮
- ⑧平城宮（平城京）
- ⑨長岡宮（長岡京）
- ⑩平安宮（平安京）

以上のことを前提として、書紀に記事がある

藤原宮と新益京に関する次のAからJまでの9件の内容について確認します。



- A**：天智天皇七年（六六八）二月戊寅二十三日
二月丙辰朔戊寅 立古人大兄皇子女倭姫王為皇后 遂納四嬪 有蘇我山田石川麻呂大臣女 日遠智娘（或本云美濃津子娘）生一男二女 其一日大田皇女 其二日鷗野皇女 及有天下居于飛鳥浄御原宮 後移宮于藤原 其三日建皇子 啞不能語（或本云遠智娘生一男二女 其一日建皇子 其二日大田皇女 其三日鷗野皇女 或本云蘇我山田麻呂大臣女日芽淳娘 生大田皇女与娑羅々皇女）次有遠智娘弟 日姪娘 生御名部皇女与阿陪皇女 阿陪皇女 及有天下居于藤原宮後移都于乃樂
(下線は石田による。以下同じ)
- B**：持統四年（六九〇）十月壬申二十九日
壬申 高市皇子觀藤原宮地 公卿百寮從焉
- C**：持統四年（六九〇）十二月甲寅十二日、辛酉十九日
甲寅 天皇幸吉野宮 丙辰天皇至自吉野宮
辛酉 天皇幸藤原觀宮地公卿百寮皆從焉
- D**：持統五年（六九一）十月甲子二十七日
甲子 遣使者鎮祭新益京
- E**：持統六年（六九二）正月戊寅十二日

戊寅 天皇親新益京路

F：持統六年（六九二）五月丁亥二十三日

丁亥 遣浄広肆難波王等鎮祭藤原宮地

G：持統六年（六九二）六月癸巳三十日

癸巳 天皇親藤原宮地

H：持統七年（六九三）八月戊午朔

八月戊午朔 幸藤原宮地

I：持統八年（六九四）正月乙巳二十一日

乙巳 幸藤原宮即日還宮

J：持統八年（六九四）十二月乙卯六日

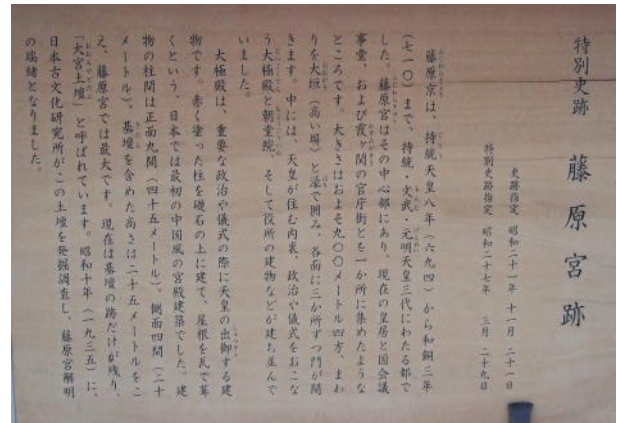
十二月庚戌朔乙卯 遷居藤原宮

Aでは、「及有天下居于飛鳥浄御原宮後移宮于藤原」とあるように、持統天皇となる^{うのの}鸕野皇女は、「天の下に有るに及び飛鳥浄御原宮に居て、後に宮を藤原に移す」と記述され、遷都の文言は使われていません。飛鳥浄御原宮から藤原宮に宮を移すわけですから、移宮という記述は適切です。そして、後に元明天皇となる阿陪皇女は「及有天下居于藤原宮後移都于乃樂」とあり、「天の下に有るに及び藤原宮に居て後に及樂へ都を移す」とされます。ここでは、遷都ではなく移都の文言が使われます。「移都于乃樂」は、新益京^{あらましのみやこ}から奈良へ都を移すということでしょう。記紀には藤原京という記述はありませんが、橿原市の土橋遺跡^{あらましのみやこ}において、いわゆる藤原京である新益京の街路遺構が発見され、藤原宮を中心に広大な都が存在したことがわかっています。ですから、都を後に奈良の平城京に移すという記述は現地状況に合致しており不自然さはありません。

私は、今年の1月に久しぶりに奈良県の遺跡や博物館などを回ってきました。藤原宮跡は、1キロメートル四方ほどの大きさがあり、現地に立つと、これだけでもかなり広く感じます。新益京^{あらましのみやこ}は、藤原宮を中央に10里（5.3キロメートル）四方の広さがあるとされますので、その広がりや、推して知るべしです。

現地に掲げられた「特別史跡 藤原宮跡」の説

^{あらましのみやこ}明板には、新益京ではなく、藤原京と記述されていました。（つづく）



5月例会報告

○ 那須国造碑についての考察

知多郡阿久比町 竹内 強

那須国造碑の銘文については、何が書かれているのか原典にあたる必要がある。

さいわい、拓本の写真版がインターネットで紹介されているので、そこから始める。

まず、「永昌」という中国「唐」の年号をなぜ使ったのかという疑問が起こる。まして、「永昌」は唐ですら1年しか使用していない年号なのだ。

また、問題の一つに、「永昌元年（689年）」は「持統三年」にあたるが、『日本書紀』には那須の国の評督を任命した記述や、それらしき記事が見あたらない。いったい誰が任命したのか不明である。

この碑文にはまだ解らないことが沢山あるのではないかと疑問を投げかけるとともに、現時点の考えを報告した。

○ 中国の暦(三正)

— 古代史覚書帳 —

瀬戸市 林 伸禧

「中国暦」の三正一年始(正月)を何月にするかによって3とおり(夏正・建寅月、殷正・建丑月、周正・建子月)の暦が存在する—について調べた。標準は夏正であるが、稀に殷正・周正を用いた時期があり、日本に影響があったと

思われる魏（明帝一般正）及び周（則天武后一周正）の使用状況を確認した。特記すべき事項は、

① 魏（明帝一般正）は景初年間は殷正（^{ひとつき}一月繰上げ）に用いられた。再び夏正に戻すさい「景初四年正月」となるところを、「景初三年後十二月」としたことである。当然ながら、魏国内では景初四年は存在しない。

② 周（則天武后一周正）は、永昌元（689）年11月に夏正より2月繰上げて、「正月（夏正11月）、臘月（夏正12月）、1月～10月」とした。使用期間は持統3（689）年から文武4（690）年までで、白村江戦後の中国と日本の関係から、夏正から周正に変更になったのを持統天皇は承知していたと思われる。持統4年11月に儀鳳暦を取り入れた時、周正に対応したと思われるが、『日本書紀』には周正についての記述は無い。『日本書紀』編者は無視したか、知らなかったか不明である。

また、新羅では、695年から700年の間「周正」に切り替えている。

○ 日本神話と貝文化考

名古屋市 佐藤章司

『古事記』『日本書紀』の記述する神話は6～7世紀ごろの創作神話とされる見解が多いと思われるが、そうではなくて古代から伝承され、記録された神話がある。

それらに

①イザナギ命の禊祓いによる神生み神話

②サルタヒコとヒラブ貝による御霊神話

があり、その物証が遺跡から出土するシャコガイや腕輪の装身具として偏光色に輝くゴホウラガイやイモガイがある。古代の倭人は銅鏡と共に「ひかり物」が好物だったようであり、又、イザナ・ギ命（男神）、イザナ・ミ命（女神）の共通のイサナは鯨の古名であって、『魏志倭人伝』に記す鯨面文身の鯨面は鯨（シャチ）を神と見なした文様で、倭人固有（中国では断髪文身）のものであり、記紀が記述する神話は南方海洋民の「二倍年暦」「禊祓い」「鯨面文身」説話を伴った神話であると述べた。また、古代の倭人の言葉はインド南部のタミール語に類似（大野

晋説）しているとの考えもあり、太平洋とインド洋が分岐するインドネシア地方が倭人の源流地であろうと述べたが異論もあった。

○ 箕面寺秘密縁起での古代逸年号

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

洞田一典著「消された正月—持統朝改暦始末記—」の注書きに、『箕面寺秘密縁起』(活字本)の、**持統天王御宇、大化九季(年) ^と 二月十日、流遺伊豆国大嶋、行者六十二也**

を引用して、大化九年の「九」は「元」の読み間違いだと思われる。もしこれが認められれば、乙未大化元年の一つの裏付け資料となる。と述べておられたので確認した。

『箕面寺秘密縁起』には白雉年号の干支に

孝徳天皇御宇、白雉元年 ^{庚戌} 歳次壬子

と、「庚戌(『日本書紀』)、壬子(『二中歴』)」系統の干支が記述されていた。『箕面寺秘密縁起』筆者は『箕面寺秘密縁起』を作成する時、原資料について『二中歴』系統の干支を『日本書紀』系統の干支に修正したが、原文尊重でそのまま残したのではないかと述べた。なお、竹内氏は模写する際に『日本書紀』の干支に補正したのではないかと述べられた。

また、洞田氏が述べたように、崩字から「元→九」となった考えられ得る。また、本来は「持統天王御宇、大化元季乙未」であった原資料を、『日本書紀』年号を用いて、「持統天王御宇、大化九季 ^と」と訂正したとも考えられ得ると述べた。

○ ハングル文字と竹島

名古屋市 石田敬一

『隋書』倭國伝に記述されている竹島について、ハングル文字の発音や日本の古代史料の文字遣いの観点から次のとおり整理した。

1 竹島の地名は、『コネスト韓国地図』、『韓國道路地圖』の複数の資料から、朝鮮半島南西部辺りに集中して多数現存することが確認できる。

2 ハングル文字は、表音文字として正確な発音を示しており、この竹島を現地の韓国ではハングル文字で「쑤도」と表記し「チュクド」

又は「ジュクド」と発音されている。

- 3 『隋書』では、竹島を本字の「竹壘」で表記されている。一方、記紀には、「竹壘」の異体字である「竹島」や「竹嶋」が使われ、本字である「竹壘」は使われていない。このように、『隋書』と記紀では竹島に当てる文字が明確に異なる。
- 4 『隋書』倭國伝では、倭國への行程にある地名は、すべて音読みである。従って、同行程にある「竹壘」は音読みで発音するのが適切である。
- 5 以上のとおり、『隋書』と記紀では、竹島の表記と発音が区別されている。
- 6 倭國への行程の途中にある「竹壘」は、朝鮮半島南西部の全羅南道を中心とする竹島であって、これを日本人が音読みすれば「チクトウ」であり、ハンゲルと発音がよく似ている。
- 7 このあたりが竹島と呼ばれるゆえんは、衣食住にかかわる重要な産物である竹が多く繁茂する島が多いことから名付けられたと思われる。
- 8 したがって、『隋書』倭國伝に記述されている竹島は、朝鮮半島南西部に位置する。

○ 『古事記』真福寺本について

名古屋市 石田敬一

年末から年始にかけて名古屋市博物館で開催された「古事記1300年 大須観音展」を機会に、『古事記』の最古の写本である真福寺本について、書写の経緯を紹介した。また、活版印刷された『古事記』の図書が必ずしもオリジナルの真福寺本のとおり記載されているものではないことを例を挙げて示した。

平成25年度「古田史学の会・東海」総会

の開催について

次のとおり開催します。

日時：平成25年6月16日(日)

6月例会終了後

場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

6月例会予定

日時：6月16日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分等

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

7月例会：7月14日(日) 愛知サマーセミナー

8月例会：8月18日(日) 名古屋市市政資料館

8月例会は、**第3日曜日**です。

古田武彦氏とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「**20部**」ご用意願います。

「愛知サマーセミナー」に参加を!

昨年に引き続いて、南山高等・中等学校等で開催される「第25回 愛知セミナー2013」に協賛して講座を開設します。

皆様の参加をお待ちしています。

日時：平成25年7月14日(日)

午後1時10分～午後4時10分

場所：南山高等・中等学校

題目：縄文から律令時代までの日本の古代史